１．令和４年度までの附属学校園運営に関するガバナンス上の問題点と改善の考え方

（１）いじめ重大事態への不適切対応事案を通して明らかになったガバナンス上の問題点

・教育学部附属学校園委員会が設置されていたが、附属学校園の運営を指導監督する教育委員会的な対応は行っていなかった。また、副学部長（附属学校園担当）についても、附属学校園に対する指導監督や教育学部との連絡調整の職責への認識が不十分であった。

・大学（学長）及び教育学部における附属学校園運営に対する指導監督機能が不十分であったため、いじめ防止対策推進法等の法令や諸制度（いじめ重大事態報告を含む）に対する教育学部及び附属学校園の教職員の認識が不足し、従来の規則で定めていたいじめ防止対策の枠組みが、法令に沿った内容であるかについての確認・検証が行われてこなかった。また、従来の組織体制は、いじめ重大事態が生じることを前提とされていなかったことから、実際に生じた際に機能する体制ではなかった。

（２）改善の考え方

・校園長は、学校現場における職責を明確に認識させたうえで就任させる。

・各附属学校園がいじめ防止対策に限らず法令に則って自律的に運営されるよう、教育学部と学校園をつなぎ学校園運営を支援する統括長を配置する。

・教育学部長、統括長、附属学校園長を含む附属学校園委員会が附属学校園運営の基本方針を確立すると共に、計画的に適確な学校園運営が行われているかを確認する。

・さらに、教育学部教授会が、各学校園の運営や附属学校園委員会の活動を点検すると共に、各学校園の運営に必要な措置を講じる。

・上記に必要な体制が構築され、定めたとおりの運用がなされているかを、学長及び学長が議長である内部質保証委員会（全学委員会）が点検し、不備や不作為と認められる場合は、学長が改善指示を出し改善を図る。

・監事が附属学校園委員会に陪席することも含め、大学全体の附属学校園の運営に関するガバナンス体制が正常に機能しているかどうかを確認する。

２．大学ガバナンスにおける附属学校園運営の位置づけの明確化と具体的対応

（１）内部質保証の取組を通じた改善

本学では令和２年度に内部質保証の仕組みを作り稼働させている。内部質保証とは、①中長期的な将来構想及び計画の策定を行い、②自らが行う教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備その他大学における諸活動の状況について継続的に点検・評価(設置計画履行状況等調査、監事、会計監査人、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。)し、質の保証を行うとともに、③学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設、改廃を含めて組織的に改善及び向上に取り組むことである。そのための組織体として、学長を議長とし、全理事、副学長、学長特別補佐、学部長を構成員とする内部質保証委員会を設置している。さらに学長は、各種計画の遅れ等、大学の活動全般について重大な問題が認められる場合には、改善指示を行うこととしている。

しかし、上記 1.(1)で記載のように、附属学校園の運営に関して、規則で定めていたいじめ防止の枠組みが法令に沿ったものであるか、あるいは規則で定めたとおり運営されているかのチェックがなされているかといった点では、内部質保証の仕組みは機能していなかった。

その状況下で生じた本件いじめ重大事態への不適切な対応の発覚を踏まえて、令和５年度の内部質保

証委員会において、「教育学部附属小学校及び教育学部におけるいじめ防止対策推進法等の諸制度への認識の不足、それに起因する文部科学省への重大事態の個別報告の遅延、並びに報告状況についての被害児童保護者に対する説明の誤りなど、不適切な対応があった」ことを大学として自認し、「早急なガバナンス強化を図るために、アクションプラン【附属学校園改革の推進】について年度計画等を新たに策定し、その進捗について内部質保証委員会においてモニタリングをしていく」よう学長として改善指示を出した。

これを受けて、教育学部及び大学として、「大学、教育学部と附属学校園の縦断的かつ有機的なガバナンス体制の構築とその運営」のための改革に直ちに取りかかり、その進展を大学全体で最低でも年2回点検していくこととした。これを踏まえて、教育学部及び附属学校園においてガバナンス改革を進めてきた。

令和6年3月に実施した内部質保証委員会において、令和5年度に取り組んだ附属学校園及び教育学部に関するガバナンス体制の構築・運営について確認を行った。令和6年度以降についても体制や運営について問題がないか、当委員会で点検する活動を継続していく。その上で、改善状況、改善後の運営状況や自己点検の結果を毎事業年度分の「自己点検評価書」に記し公表する。

（2）教育学部におけるいじめ対策推進タスクフォースの設置とガバナンス改革

教育学部では令和5年4月の文部科学大臣からの指導を受けて、臨時教授会を開催した。そこで学長が教育学部教員に、文部科学大臣からの指導内容を直接伝達するとともに、本事案の要因として、教育学部と附属小におけるいじめに関する法令・諸制度への認識不足を指摘した。同教授会は教育学部内に「附属学校園いじめ対策推進タスクフォース」を設置し、附属学校園におけるいじめ防止対策推進に関する今後の在り方と方策についての検討を行うこととした。

さらに学長からの上記内部質保証委員会での改善指示に基づき、同タスクフォースにおいて検討したガバナンス体制案を教育学部教授会において協議した。このガバナンス体制案の運用を行いながら、ガバナンス体制を確定した。当体制により、教育学部教授会が、いじめ防止対策を含む附属学校園の運営全般に責任を負うことが明確になり、かつ教授会として附属学校園におけるいじめ防止対策の取組状況、進捗を把握している。

（3）学長等と教育学部及び附属学校との定期報告会議の実施

学長・理事・事務局幹部と教育学部執行部との定例報告会議を開催し、「附属学校園いじめ防止対策委員会」で把握したいじめ問題への対応状況や附属学校園の運営状況について報告し、学長が必要な指示を行ってきた。

（4）コンプライアンス意識の徹底を図る研修の実施

重大な事態を起こしてしまったことを踏まえ、コンプライアンス特別研修等を実施した。

・教育学部における研修

テ ー マ：いじめ防止対策のスクール・コンプライアンス
開催日時：令和5年4月
内　　容：関係法令・諸制度について
対 象 者：教育学部教員

・大学執行部及び管理職等を対象とした研修

テ ー マ：大学におけるコンプライアンスの基本的な考え方と管理職の取り組み
開催日時：令和６年３月
対 象 者：大学執行部、各学部執行部、全学共同利用施設の長・アドミッションセンター長、附属学校園校長・副校園長、事務系部課長

・附属学校園教職員を対象とした研修（主要な研修のみ抜粋）
研修名称：附属小・中合同生徒指導研修協議会
開催日時：令和５年 11 月
対 象 者：附属小中学校教職員

テ ー マ：附属学校園のガバナンス体制について
開催日時：令和６年４月
対 象 者：附属学校園校園長、副校園長、教育学部長、教育学部副学部長，他

テ ー マ：附属小学校の生徒指導の現状と今後の方針
開催日時：令和６年４月
対 象 者：附属小学校教職員

ガバナンス体制の見直しと運用について、現時点での対応状況は以上に記載のとおりである。なお、今後、第三者調査委員会よりさらに指摘事項等があった場合、また、自己点検の中で不備が確認された場合にはさらなる改善を図っていく。
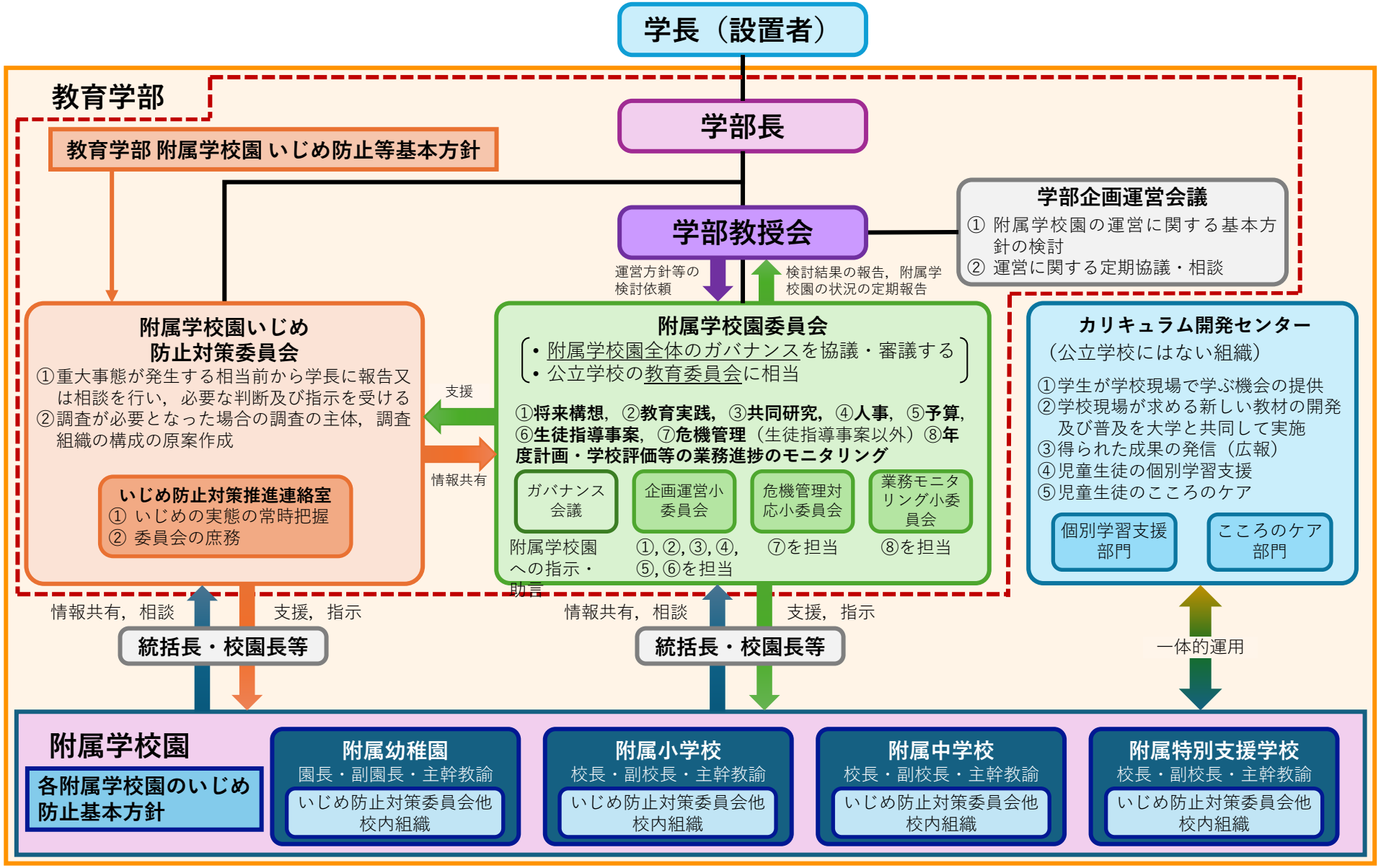
教育学部の附属学校園に対するガバナンス体制（　　の枠内）